

「業務規程施行規則」等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1 . 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表.....	1
2 . 呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表.....	2

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買システムによる売買以外の売買)</p> <p>第 2 条 規程第 6 条ただし書に規定する本所が定める売買は、次の各号に定める売買とする。</p> <p>(1) 株券の<u>当日決済取引及び転換社債型新株予約権付社債券の当日決済取引、普通取引及び発行日決済取引に係る売買</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成 1 9 年 1 1 月 2 6 日から施行する。</p>	<p>(売買システムによる売買以外の売買)</p> <p>第 2 条 規程第 6 条ただし書に規定する本所が定める売買は、次の各号に定める売買とする。</p> <p>(1) 株券及び転換社債型新株予約権付社債券の当日決済取引、普通取引及び発行日決済取引に係る売買(<u>本所のみを上場されている銘柄の株券の普通取引及び発行日決済取引を除く。</u>)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>

呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(基準値段)</p> <p>第4条 前2条に規定する呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前各号の規定にかかわらず、本所が<u>必要と認めるときは、国内の他の金融商品取引所における約定値段、気配その他の実情を勘案して定めることができる。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年11月26日から施行する。</p>	<p>(基準値段)</p> <p>第4条 前2条に規定する呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前各号の規定にかかわらず、本所が<u>他の金融商品取引所の価格を勘案して定めることができる。</u></p> <p>2・3 (略)</p>